

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

5087

(1/2)

日付	令和 7 年 9 月 29 日	支出額	40,000 円
項目	事務所費	充当額	28,000 円
細目	事務所費	按分率	7/10
摘要	駐車場賃貸料 10 月分		
備考			

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。



埼玉りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
57409	07-09-29	13:13
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥40,000	¥0
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳		
(1万円)	(5千円)	(1千円)
万円	千円	千円
		(硬貨) 円

お振込明細またはご案内

電信

お受取人
サイタマリソナ
クマカ"ヤIキマI
普通 3895993
か) オフィスナソハ"ーワッ様
登録番号 0004
スキ"タ ッケ"ミ様

ご依頼人

電話番号
取扱番号 290001

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

駐車場賃貸借契約書

貸主 株式会社オフィスナンバーワン 代理

借主 杉田茂実事務所

貸主(以下「甲」という。)と借主(以下「乙」という。)とは、この契約書により標記に表示する駐車場について、本契約に付帯する「駐車場賃貸借契約約款」に基づいて賃貸借契約を締結した。

標記A 駐車場の表示

名 称	本町1丁目217 石川駐車場	指定場所	一括
所在地	埼玉県熊谷市本町 1 丁目217番		

標記B 車 種

車 名 (色)	杉田茂実事務所関係車両に限る	登録番号 (ナンバープレート)	
------------	----------------	--------------------	--

標記C 契約期間

始 期	2019年1月1日	終 期	2019年12月31日
-----	-----------	-----	-------------

標記D 賃料等

賃 料	月額 40,000 円 (消費税込)			その他 ()	円
賃 料 等 の 支 払 時 期		翌月分を毎月 末 日迄 (翌月前払)			
賃料等の 支払方法	振 込	金融機関名		預金口座	
		(フリガナ) 口座名義人		口座番号	

標記E 管理人名

商 号(名称)	株式会社オフィスナンバーワン	代 表 者	日向 弘薫
事務所所在地	埼玉県熊谷市筑波 2 丁目 1 4 番地 末広不動産ビル2階	電 話	048-522-1111
免許証番号	埼玉県知事 (8) 第 1 4 2 5 5 号		

標記 F 特約事項

1. 甲は、賃料等に対して消費税等の税金が新たに課税された場合、または減税された場合は、税金が改定された月の賃料等より当該税金の改正額に相当する金額に自動的に改定できるものとし、乙はこれを了承の上、本駐車場（指定場所）を借り受けるものとする。
2. 解約は甲乙共に解約月の前月末日までに通知するものとする。
3. 解約月の賃料は日割り計算しない。

本契約の締結を証する為本書を2通作成し、甲乙及び媒介業者はこれに署名捺印したあと、甲乙各1通を保有する。

西暦 2019 年 8 月 / 日 2019年1月より駐車場を借りていたが、募集から申込みを撤回した為、2019年1月まで遡及して契約書を作成

貸主(甲)

住 所 埼玉県熊谷市筑波2丁目14番地 末広不動産ビル2階

氏 名 株式会社オフィスナンバーワン
代表取締役 日向 弘薫 048-522-1111

借主(乙)

住 所 埼玉県熊谷市本町1-181

氏 名 杉田茂実 生年月日 1968 年 8 月 19 日

TEL (自宅) 携帯 090-3211-6225

勤務先名 TEL 048-526-1313

緊急連絡先(担当者)

住 所 同上

氏 名

TEL 048-526-1313

(媒介・代理)業者

埼玉県知事(10)第10244号

所在地 埼玉県熊谷市筑波2丁目14番地

商号 株式会社末広不動産

代表者 代表取締役 日向 均

宅地建物取引士(自署押印)

宅地建物取引士登録番号

氏名

(媒介・代理)業者

国土交通大臣免許

埼玉県知事免許

所在地

商号

代表者

宅地建物取引士(自署押印)

宅地建物取引士登録番号 () 第

氏名

印

印

駐車場賃貸借契約約款

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、標記Aに記載する駐車場について、標記Bに記載する自動車の駐車を目的とする賃貸借契約を締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間は、標記Cに記載のとおりとする。

2 甲及び乙は、期間満了1ヶ月前迄に互いに申し出無き時は、更に同一条件にて自動的に更新されるものとする。

(賃料)

第3条 乙は、標記Dの記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。ただし、振込の場合振込手数料は借主負担とする。

2 甲及び乙は、次の各号の一に該当する場合には、契約期間中であっても協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
- 二 土地の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
- 三 近傍同種の駐車場の賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合

~~(敷金)~~ 第4条全文削除

第4条 乙は、賃貸借契約から生じる債務の担保として、標記Dに記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

2 乙は、本駐車場を明渡す迄の間、敷金をもって賃料、その他の債務と相殺をすることができない。

3 賃料が増額された場合、乙は、標記Dに記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額の差額を、敷金に補填するものとする。

4 甲は、本駐車場の明渡しがあったときは、遅滞なく、敷金の金額を無利息で、乙に返還しなければならない。

5 甲は、本駐車場の明渡し時に、賃料の滞納、その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には、債務の額の内訳を明示し当該債務の額を敷金から差し引くことができる。

(禁止又は制限される行為)

第5条 乙は、駐車場内に契約車以外の自動車、その他諸物件を置いてはならない。

2 乙は、本駐車場を第三者に使用させたり、譲渡若しくは転貸してはならない。

3 乙は、本駐車場に定着物を設置し、又は現状を改造する等の行為をしてはならない。

4 乙は、本駐車場内において有害・危険・若しくは近隣の迷惑となる行為をしてはならない。

(甲の帰属)

第6条 甲は、本駐車場に係る公租公課を負担するものとする。

(甲の免責)

第7条 甲は、駐車場で甲の責めに帰すべからざる事由により生じた自動車の盗難・衝突及び破損・人身事故・火災・天災等による事故被害に対して一切の責任を負わない。

(乙の義務及び賠償責任)

第8条 乙は、本駐車場を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

2 乙は、本駐車場内における事故や火災発生等の防止に留意するものとする。

3 乙又はその関係者において、故意・過失・その他の事故により、甲の設備・造作・その他の駐車中の他の車両等に生じた損害は、乙が直ちにその金額を賠償する責めを負う。

(甲の通知義務)

第9条 甲は、次の各号の一に該当するときは、直ちにその旨を乙に通知しなければならない。

- 一 賃料等支払い方法の変更
- 二 標記Aに定める指定場所の変更
- 三 標記Eに記載した管理人の変更

(乙の通知義務)

第10条 乙は、次の各号の一に該当するときは、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

- 一 乙の住所・氏名・緊急連絡先・その他の変更
- 二 標記Bに記載する車両の変更

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは本契約を解除することができる。

- 一 乙が賃料の支払いを1ヶ月以上怠ったとき
- 二 第8条のいずれかの規定に違反したとき
- 三 契約時に、乙が告げた事実的重大な虚偽があったことが判明したとき
- 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき

(甲からの解約)

第12条 甲が契約期間満了前に甲の都合により本賃貸借契約を解除しようとするときは、明渡し月の前月末日迄に乙に予告することを要し、乙は予告された明渡し期日迄に甲に明渡すものとする。

(乙からの解約)

第13条 乙は、甲に対して解約月の前月末日迄に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れ月の翌月分賃料を甲に支払うことにより、随時本契約を終了させることができる。

(車両の移動)

第14条 本駐車場の保安、防犯、防火その他管理上の事由により、甲は車両の移動その他必要な措置をとることができるものとする。

(明渡し)

第15条 乙は、本契約終了後、使用場所内の残置物を撤去し本駐車場を明渡すものとする。

- 2 乙が残置物を放置した場合は、甲がこれを適宜処分し、処分に要した費用を乙に請求できるものとする。

(協議)

第16条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(反社会的勢力ではないことの確約)

第17条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

- 1 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第二号に規定する。暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下「反社会的勢力」という）ではないこと。
- 2 甲又は乙が法人の場合、自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。
- 3 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと。
- 4 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - ① 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - ② 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

(特約事項)

第18条 特約事項については標記Fに記載するとおりとする。

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

5088

(1/2)

日付	令和 7 年 9 月 29 日	支出額	50,000 円
項目	事務所費	充当額	35,000 円
細目	事務所費	按分率	7/10
摘要	事務所賃借料 10 月分		
備考			

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。

お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。



埼玉りそな銀行

取引銀行 0017	取引店 [REDACTED]	口座番号 [REDACTED]
取扱店 57409	お取引日 07-09-29	時刻 13:14
お取引内容 振込	お取引金額(円) ¥50,000	手数料 ¥0
お取引後の残高(円) [REDACTED]		おつり
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) (硬貨) 万円 千円 千円 円		

お振込明細またはご案内

電信

お受取人
サイタマリソナ
クマカ"ヤエキマエ
普通 4129616
カ)スエヒロフト"ウサソ様
登録番号 0014
スキ"タ ッケ"ミ様

ご依頼人

電話番号 [REDACTED]
取扱番号 290004

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

事業用賃貸借契約書

貸主 株式会社末広不動産（以下「甲」という。）と借主 杉田 茂実（以下「乙」という。）
と、連帯保証人（以下「丙」という。）とは、この契約書により頭書に表示する不動産に
関する賃貸借契約を締結した。

頭書（１）目的物件の表示

建 物	名 称	本町１丁目店舗 1・2階		
	所 在 地	〈住居表示〉 埼玉県熊谷市本町1丁目181番地		
		〈登記簿〉 熊谷市本町一丁目 181番地		
	構 造	鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付4階建		
	種 類	事務所	新築年月	昭和40年5月
	面 積	264.30㎡ （79.95坪） ※専有部分面積		
賃貸方法		事業用賃貸借契約		
附 属 施 設				

頭書（２）事業内容（具体的に記載すること）

埼玉県議会議員事務所

頭書（３）契約期間

2022年4月1日 から	2023年3月31日 まで	(1年間)
--------------	---------------	-------

頭書 (4) 賃料等

賃料	月額 50,000円 (45,455 円 + 消費税 10%相当分4,545 円)	—		—	
敷金		—		—	
火災保険	保険証券の写しを提出	—		—	
—		—		—	

その他の条件					
貸与する鍵	鍵No				
	本数				
賃料等の支払時期		毎月末日までに翌月分を振込			
賃料等の 支払方法	☒ 振込				
	☐ 持参	持参先			
	☐ 口座引落	委託会社名			

頭書 (5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名)	杉田 茂実		
	(自宅) TEL			
	(勤務先) TEL	048-526-1813	(名称・部署名)	課
	(携帯) TEL	090-3211-6225		

頭書 (6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	株式会社末広不動産		
	住所	埼玉県熊谷市筑波二丁目14番地		
管理業者	商号又は名称	株式会社末広不動産		
所在地	埼玉県熊谷市筑波2丁目14番地	TEL 048-522-1112		
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号				
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号		4656	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載	
管理担当者	氏名			
	賃貸不動産経営管理士：登録番号			
※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載				

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	貸主と同じ		
	住所	貸主と同じ		

頭書（7）更新に関する事項

本事業用賃貸借契約の契約期間は頭書（3）契約期間に記載の1年間とする。
尚、契約期間満了に際し、甲乙共に何ら申し出がない場合、本契約は更に1年間同一条件にて延長（自動更新）されるものとし、以後も同様とする。
また、契約期間満了に際し申し出がある場合は、甲乙共に3ヶ月前までに相手方に対して書面にて通知するものとし、以降の契約条件を協議出来るものとする。

頭書（8）特約事項

※甲及び乙は賃料を含む課税対象項目の消費税率引上げの際は、新消費税率での適用となる事を了承するものとする。

※本契約書第12条（解約）に基づき、甲は乙に対して期間満了の6ヶ月前迄に解約の申入れを行うことにより本契約を終了する事ができる。

乙は、甲に対して3ヶ月前迄に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。

乙は、解約の申入れの日から3ヶ月分の賃料（本契約の解約後の賃料相当額を含む。）を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して3ヶ月を経過するまでの間、随時に本契約を終了することができる。

※乙は、本契約書契約条項第10条（契約期間中の修繕）に関わらず、本物件の建物に経年劣化が生じている事を十分に認識の上借り受けるものとし、建物及び付属設備の維持保全及び定期メンテナンスを含む一切の請求をしないものとする。但し、雨漏りについては、甲の負担をもって修繕するものとする。

※甲は、本物件を現状有姿にて乙へ引き渡すものとし、乙はこれを了承の上借り受けるものとする。

※乙は、本建物を明け渡す際、原状に復すこととする。

尚、著しく床やクロスを損傷し、床替え及び張替えが必要となった場合は、乙の負担にて行うものとする。

※乙は、本物件への増改築や看板レイアウト等の新設・変更・撤去をする際は、事前に甲へ書面にて通知し、甲の同意を得た上で取り掛かることとする。（但し軽微な補修などはこの限りでない）

また、乙は上記工事に伴う建物・設備に穴や傷跡等が生じた際は退去時に原状に復すものとする。

※乙は、甲より貸与された鍵を1本でも紛失させた場合、乙の費用にて交換しなければならない。

鍵交換をした際は、交換前の鍵を甲へ返却し、交換後の元鍵を1本甲へ渡すものとする。

また、乙は鍵交換を希望する際は事前に甲の許可を得なければならない。

※乙は、本物件明け渡しの際甲に対してその事由、名目の如何に拘らず本物件の改装、間仕切り、その他諸造作設備等の買取請求及び有益費の償還請求又は移転料、立ち退き料、権利金等一切の請求をしないものとする。

※乙は、乙の責任において損害を担保する目的で事業用火災保険（借家人賠償責任保険必須）へ加入し、火災保険証券の写しを提出するものとする。

※乙は、自己またはその代理人、使用人、来客、又はその他関係者の故意並びに過失により建物及び設備等を故障、破損、滅失させた時はその賠償をしなければならない。

※乙は、本物件を事務所としてのみ利用し、他の用途に使用してはならない。

乙が他の用途での使用をした際は、甲は催告を要せず本契約を直ちに解除する事ができるものとする。

※乙は、退去時に残置物を残さないものとする。

本契約の締結を証するため本契約書を2通作成し、記名押印の上、甲及び乙が各自1通を保有する。

2022年 9月29日

甲・貸主	氏名	株式会社 末広不動産 代表取締役社長 日向 弘薫	TEL	048-522-1112
	住所	埼玉県熊谷市筑波二丁目14番地		
乙・借主	氏名	杉田 茂実	TEL	090-3211-6225
	住所	熊谷市小江戸 894番地		
連帯保証人	氏名	国	TEL	
	住所			
	極度額	初回契約時賃料等の	ヶ月分	(円)
連帯保証人	氏名	国	TEL	
	住所			
	極度額	初回契約時賃料等の	ヶ月分	(円)
保証機関				

	A		B	
宅 地 建 物 取 引 業 者	主たる事務所 所在地・TEL	埼玉県熊谷市筑波2丁目14番地 末広不動産ビル2階 048-522-1111	主たる事務所 所在地・TEL	
	商号又は名称	株式会社 オフィスナンバーワン	商号又は名称	
	代表者の氏名	代表取締役 日向 弘薫 国	代表者の氏名	国
	免許証番号	埼玉県知事(8)第14255号	免許証番号	
	免許年月日	平成30年 7月11日	免許年月日	
宅 地 建 物 取 引 士	氏 名		氏 名	国
	登 録 番 号		登 録 番 号	
	業務に従事する 事務所名	株式会社 オフィスナンバーワン	業務に従事する 事務所名	
	事務所所在地 TEL	埼玉県熊谷市筑波2丁目14番地 末広不動産ビル2階 048-522-111	事務所所在地 TEL	

※ 国 は実印

※ この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

契 約 条 項

(契約の締結)

第1条 貸主（以下「甲」という。）及び借主（以下「乙」という。）は、頭書（1）に記載する目的物件（以下「本物件」という。）について、頭書（2）の営業に供することを目的とする賃貸借契約（以下「本契約」という。）を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書（3）に記載のとおりとする。

2 甲及び乙は、頭書（7）の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

(賃料)

第3条 乙は、頭書（4）の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各号の一に該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不当となった場合
- 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不当となった場合
- 三 近傍類似の建物の賃料の変動が生じ、賃料が不当となった場合

3 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を実数として日割り計算した額とする。

4 賃料に賦課される消費税及び地方消費税は乙の負担とし、その支払い時期及び支払方法は、頭書（4）の記載に従うものとする。尚、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

(共益費)

第4条 乙は、本物件が存する建物・敷地の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等（以下「維持管理費」という。）に充てるため、共益費を頭書（4）の記載に従い甲に支払うものとする。

2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を実数として日割り計算した額とする。

4 共益費に賦課される消費税及び地方消費税は乙の負担とし、その支払い時期及び支払方法は、頭書（4）の記載に従うものとする。尚、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

3 乙は、頭書（2）記載の営業目的に従い使用することにより、法令上設備新設、改善等が必要となる場合には、これに要する費用を負担するものとする。

4 乙は、第2条第1項に定める契約期間中、乙の負担で、乙の什器設備に対する火災保険（借家人賠償責任保険）に加入するものとする。

(敷金)

第6条 (A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書（4）に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

2 乙が賃料の支払いを延滞し、又は損害賠償その他本契約に基づく債務があるとき、甲は前項の敷金をもってその弁済に充当することができる。この場合、乙は本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって当該債務の弁済に充てることを請求することはできない。乙は、甲より充当通知を受けてから5日以内に敷金の不足額を補填する。

3 乙が前項に違反したときは、甲は乙に対し不足金額100円につき14%の延滞損害金を請求できる。

4 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。

5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(保証金)

第6条 (B) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書（4）に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。

2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。

3 甲はこの契約の解除又は終了により、乙が当該賃貸借物件についてこの契約に定める明渡しその他の義務を完全に履行したことを甲が認めた場合には、遅滞なく第1項の保証金より償却費として解約時賃料の1ヶ月分相当額を差し引き、返還するものとする。

4 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。

5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(禁止又は制限される行為)

第7条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。

2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。

3 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、頭書（2）の事業内容を変更してはならない。

- 4 前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料の 1 か月分に相当する承諾料を支払うものとする。
- 5 乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。
- 6 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。
- 7 乙は、本物件の使用に当たり、次の各号に掲げる行為、及びこれらに準じる近隣に迷惑をかける一切の行為を行ってはならない。
 - 一 鉄砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること
 - 二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること
 - 三 騒音等の迷惑行為を行うこと
 - 四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は担保の用に供すること
 - 五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
 - 六 本物件または本物件の周辺において、著しく粗野もしくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること
 - 七 本物件に反社会的勢力を居住させ、または反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
- 8 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
 - 一 階段・廊下等共用部分への物品を置くこと
 - 二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

(乙の管理義務)

- 第8条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。
- 2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
 - 3 乙は、管理規約使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。
 - 4 契約締結と同時に甲は、乙に対し入居に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡のうえ、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
 - 5 乙は、鍵の追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行ってはならない。

(原状の変更)

- 第9条 乙が、本物件を頭書(2)の事業内容に従い使用する上で必要な模様替え、附属施設の設置等をする場合には、あらかじめ甲の承諾を得た上で甲の指示に従い施工するものとし、その費用は乙が負担するものとする。
- 2 前項の工事により法令上設備の新設・改善等が必要となった場合も同様とする。

(契約期間中の修繕)

- 第10条 甲は、本条第3項の場合を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕(柱、屋根、梁、外壁、雨漏り等主要構造体)を行わなければならない。
- ただし、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。
- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめその旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
 - 3 乙は、次の各号に掲げる修繕を行わなければならない。
 - 一 電球、蛍光灯、ヒューズ、LED照明の取替え
 - 二 その他費用が軽微な修繕
 - 4 本物件内に破損箇所が生じたとき、乙は、甲に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届出が遅れて甲に損害が生じたときは乙は、これを賠償する。
 - 5 前項の規定による通知が行われた場合において、修繕の必要が認められるにもかかわらず甲が正当な理由なく修繕を実施しないときは、乙は、自ら修繕することができる。この場合の修繕に要する費用は、第1項に準ずるものとする。

(契約の解除)

- 第11条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは本契約を解除することができる。
- 一 乙が賃料又は共益費の支払いを2ヵ月以上怠ったとき
 - 二 乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕に要する費用の負担を怠ったとき
 - 2 甲は、乙が本条第一号から第四号に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。乙に本条第五号から第九号に掲げる事情が生じた場合も同様とする。
 - 一 本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき
 - 二 第7条(第7項第五号から第七号を除く)から第10条までの規定に違反したとき
 - 三 入室時に、乙又は連帯保証人について告げた事実的重大な虚偽があったことが判明したとき
 - 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき
 - 五 銀行取引の停止
 - 六 破産手続きの開始

- 七 民事再生手続きの開始
- 八 会社更生手続きの開始
- 九 特別清算手続きの開始
- 3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
 - 一 乙又はその使用人（以下「乙ら」という。）が暴力団員でもあるにもかかわらず、そのことを偽って契約したことが判明したとき。
 - 二 乙らが、本物件を暴力団事務所として使用したとき。
 - 三 乙らが、本物件の共用部分に反復継続して暴力団員を出入させたとき。
 - 四 乙らが、本物件、共用部分その他本件建物の周辺において、暴力団員であるとの威力を背景に、粗野な態度、言動により第三者に不安感、不快感、迷惑を与えたとき。
 - 五 乙らが、第7条第7項第五号から第七号の規定に違反したとき。
 - 六 乙らが、暴力団以外の破壊・暴力活動を行う組織その他の反社会的と認められる組織・団体等の一員として前各号に該当した場合その他前各号に準ずる事情が生じたとき。

（解約）

- 第12条 甲は、乙に対して期間満了の6ヶ月前迄に解約の申入れを行なうことにより、本契約を解約することができる。
- 2 乙は、甲に対して3ヶ月前迄に解約の申入れを行なうことにより、本契約を終了することができる。
- 又、乙は解約申入れの日から3ヶ月分の賃料（本契約の解約後の賃料相当額を含む。）を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して3ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

（明渡し及び明渡し時の修繕）

- 第13条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。
- 2 乙は、第11条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
- 3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵（複製した鍵があれば複製全部を含む。）を甲に返還しなければならない。
- 4 本契約終了時に本物件内に残置された乙の所有物があり、本物件を維持管理するために緊急やむを得ない事情があるときは、乙がその時点でこれを放棄したものとみなし、甲はこれを必要な範囲で任意に処分し、その処分に要した費用を乙に請求することができる。
- 5 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去し、本物件の変更箇所及び本物件に生じた汚損、損傷箇所をすべて修復して、本物件を引渡し当初の原状に復せしめなければならない。
- 6 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

（立入り）

- 第14条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。
- 2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。
- 3 本契約が終了した後に本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
- 4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合、何ら連絡なく一定期間本物件を不在にし本物件内及び本物件が所在する建物等の保存等に支障が生じるおそれがある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

（甲の通知義務）

- 第15条 甲は次の各号のいずれかに該当するときは直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。
- 一 賃料等支払い方法の変更
 - 二 頭書（6）に記載した管理業者の変更

（乙の通知義務）

- 第16条 乙又は連帯保証人は、各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。
- 一 乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第7条1項の定めに従うものとする
 - 二 長期に休業するとき
 - 三 連帯保証人の住所又は所在地、氏名、緊急の連絡先その他の変更
 - 四 連帯保証人の死亡又は解散
 - 五 連帯保証人の破産開始決定等、連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったとき

（延滞損害金）

- 第17条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年（365日あたり） 14.5 %の割合による延滞損害金を支払うものとする

(乙の債務の担保)

第18条 本契約においては、下記方法により乙の債務を担保する。

- 2 本契約において、連帯保証人を立てる場合には、次の各号の定めによるものとする。
 - 一 連帯保証人は、極度額——万円範囲で乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする
 - 二 連帯保証人が死亡し、又は破産開始決定等によって連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったときは、第17条の規定に基づき乙は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする
 - 三 前号の場合において新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする
 - 四 貸借人は、連帯保証人（法人の場合を除く。以下、本条について同じ）に対して保証委託をするにあたり、民法465条の10第1項各号に定める下記情報を提供したこと、及び、連帯保証人に提供した当該情報が真実かつ正確であることを表明し保証する。

記

- ① 財産及び収支の状況
- ② 主たる債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況
- ③ 主たる債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容
- 3 本契約において、家賃債務保証会社の提供する保証に加入する場合には、次の各号の定めによるものとする。
 - 一 家賃債務保証会社が提供する保証の内容については別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない
 - 二 乙が前号の手続きをとらない場合その他乙の責に帰すべき事由により前号に定める保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を明け渡すまでの間の賃料相当損害金を負担しなければならない
 - 三 前号本文の場合において、別に連帯保証人を立てることにより契約を成立させることを甲乙間で合意した場合には、前号の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(3)記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす

(免責)

第19条 地震、火災、風水害等の災害、盗難、停電等その他甲乙双方の責めに帰さない事由又は不可抗力と認められる事故（第23条の場合を含む。）、又は、甲若しくは乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責を負わないものとする。

(契約の消滅)

第20条 本契約は、天災、地変、火災その他甲乙双方の責めに帰さない事由により、本物件が全部消失した場合、乙はその他の事由により本物件の全部使用及び収益ができなくなった場合に、当然に消滅する。

(合意管轄裁判所)

第21条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方（簡易）裁判所を第1審専属的合意管轄裁判所とする。

(反社会的勢力ではないことの確約)

- 第22条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。
- 一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと
 - 二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力ではないこと
 - 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
 - 四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
- 2 乙は、甲の承諾の有無にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は転貸してはならない。

(契約の終了)

第23条 本契約は、本物件の全部が消失その他の事由により使用できなくなった場合には、これによって終了する。

(協議)

第24条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し解決するものとする。

(特約事項)

第25条 特約事項については、頭書（8）に記載するものとする。

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

5089

(1/2)

日付	令和 7 年 9 月 29 日	支出額	68,000 円
項目	事務所費	充当額	61,200 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所・駐車場 賃借料 令和 7 年 10 月分		
備考	口座名義：逢澤圭一郎 69,100-1,100（自己負担分：タイセイビソングクラブ 費）＝ 68,000		

政務活動費 領収書等貼付用紙

(2/2)

[illegible]

＜物件の表示＞

部坚番号 0101

構造 鉄筋コンクリート

更新料	59,000 円 (更新後の家賃の 1 ヶ月分)	更新事務手数料	0 円 (消費税別途)
-----	--------------------------	---------	-------------

	家賃	共益費				月額合計
月払金	89,000 円	3,500 円	円	円	円	62,500 円

	原契約終了時の残存金額	更新時の返還金額	更新時の追加交付金額	更新時の合計預り金額
敷金	59,000 円	0 円	0 円	59,000 円

上記を証するため、本書を作成し、各当事者は署名・捺印の上、各1通を保有します。

2025-4-28

賃貸人 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]

賃貸人 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]

賃借人 住所 [REDACTED]
氏名 斎藤 至一郎
自宅電話番号 [REDACTED] 携帯電話番号 [REDACTED]
勤務先名称 埼玉県議会 勤務先電話番号 048-824-2111

〈緊急連絡先〉 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED] 続柄 [REDACTED]
自宅電話番号 [REDACTED] 携帯電話番号 [REDACTED]
勤務先名称 [REDACTED] 勤務先電話番号 [REDACTED]

入居者の表示 (更新時現在)	氏名	続柄	生年月日	性別	勤務先又は学校名等	連絡先電話番号
	斎藤 至一郎	本人	1975年9月16日	男	埼玉県議会	[REDACTED]

株式会社タイセイ・ハウジング
埼玉県川口市栄町3-8-14 石川ビル
2021-07-01改

048-498-6161

物件コード: 00039512

株式会社オリコフォレントインシュア

契約者コード: [REDACTED]

入居者コード: [REDACTED]

以下に表示した駐車場に関する自動車駐車場一時使用契約の更新について、次のとおり合意します。

＜本作駐車場の表示＞

名 称 加藤コーポラス

李仲舒撰

所在地 埼玉県三郷市早稲田2丁目8-5

第1条（契約期間及び更新料・更新事務手数料） 更新後の契約期間は、2025年4月1日から、2027年5月31日までの 2 年 0 ヶ月間とします。また、賃借人は、以下記載の更新料を賃貸人に、更新事務手数料を賃貸人指定の者に支払うことを承諾します。

第2条（月払金） 月払金は以下のとおりとします。

第3条（敷金）敷金の、①原契約終了時における残存金額、②更新時における賃借人への返還金額（ある場合のみ記載）、③更新時における賃借人への追加交付金額（ある場合のみ記載）、④更新時における合計預り金額は、それぞれ以下のとおりとします。
なお、敷金の返還又は追加交付の方法は、別途賃貸人が指示する方法によるものとします。

第4条（その他） 本更新契約書に定めのない事項については、原契約の定めるところによるものとします。

2. 貸借人は、本件更新契約に係る経費費用につき別途に消費税(地方消費税を含む本番において「消費税等」といいます)が加算されること、及び将来法改正により税率が改定された場合には当該改定後の税率が適用されることを承諾しました。

以上を踏まえ、本書を作成し、各当事者は署名・捺印の上、各1通を保有します。

2025 4 22

賃貸人 住 所 [REDACTED]
氏 名 [REDACTED]

賃貸人 住 所 [REDACTED]
氏 名 [REDACTED]

賃借人 住 所 [REDACTED]
氏 名 条澤至一郎
自宅電話番号 [REDACTED] 携帯電話番号 [REDACTED]
勤務先名称 埼玉県議会 勤務先電話番号 048-844-2111

<緊急連絡先> 住 所 [REDACTED]
氏 名 [REDACTED] 続柄 [REDACTED]
自宅電話番号 [REDACTED] 携帯電話番号 [REDACTED]
勤務先名称 [REDACTED] 勤務先電話番号 [REDACTED]

<本件自動車>

車種	軽自動車・小型自動車・普通自動車	登録番号	[REDACTED]
メーカー名	ホンダ	車名	ステップワゴン
		色	白

<賃借住宅>

名称	加藤アパルト	部屋番号	101
----	--------	------	-----

株式会社オリコフォレントイン

株式会社タイセイ・ハウジー 川口営業所
埼玉県川口市栄町3-8-14 石川ビル 048-498-9161

2021-07-01改

ド: 00039512 契約者%:

入居者%:

タイセイ・リビングクラブ加入書（会員化施策用）

お申し込みプラン	■ 月期	月額22,000円(税込)
----------	------	---------------

加入月	2022年	7月
-----	-------	----

フリガナ	アイザワ ケイイチロウ
姓	逢澤 圭一郎
電話番号	

対象物件	加藤コーポラス 0101
物件住所	341-0018 埼玉県三郷市早稲田2丁目8-5

フリガナ	
氏名	
フリガナ	
氏名	
フリガナ	
氏名	
フリガナ	
氏名	

●お問い合わせフリーダイヤル

☎ 0120-365-573

(備考欄・変更内容等)

取り扱い店
株式会社タイセイ・ハウジング
出口 営業所
TEL: 048-498-6161

種別	
----	--

申込み区分	☐ プラン変更	☐ 記載内容変更
	変更開始月	変更日
	(年 月)	(年 月 日)

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

5090

(1/6)

日付	令和 7 年 9 月 29 日	支出額	100,220 円
項目	事務所費	充当額	90,198 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所賃貸料		
備考	「口座名義：横川雅也」 $100,220 \times 9/10 = 90,198$ (220 円は振込手数料)		

別記様式第 1 号 (第 6 関係)

政務活動費 領収書等貼付用紙

5090

(2/6)

16	07-09-29	.送金	*100,220	
----	----------	-----	----------	--

政務活動費 領収書等貼付用紙

5090

(3/6)

事務所賃貸借契約書

賃貸人 （以下、「甲」という。）と賃借人 横川 雅也（以下、「乙」という。）は、甲の所有する別紙目録記載の建物（以下、「本件建物」という）の賃貸借に関し、次の通り契約する。

第1条 甲は、乙に対し、本件建物を次条以下の条件で賃貸し、乙はこれを賃借する。

第2条 乙は、本件建物を事務所として使用し、その他の目的に使用しないものとする。

2 乙は、本件建物を現状のまま使用するものとし、事前に甲の書面による承諾を得た場合を除き、本件建物に造作の設置・模様替えその他の工作を加えてはならない。

3 乙が前項に基づき造作の設置・模様替えその他の工作を施した場合には、乙は、賃貸借終了の時点において、自己の費用をもって本件建物を原状に復しなければならない。

第3条 契約期間は、令和6年8月1日から令和9年7月31日までの3年間とする。

第4条 賃料は月額10万円とし、毎月25日までにその翌月分を甲の指定する銀行口座に振り込み支払うものとする。

第5条 甲または乙は、物価、公租公課、近隣建物賃料の変動により賃料が不相当となったときは、賃料の増減を請求することができる。

第6条 乙は、第4条の賃料の他に、電気・水道・ガス料金その他本件建物の使用に際して発生する諸経費を自己の負担で支払わなければならない。

第7条 乙は、本契約締結と同時に、甲に対し、敷金として金20万円を預託しなければならない。

2 乙は、本件建物を明渡すまでの間、敷金を持って賃料その他の債務と相殺することはできない。

第8条 乙は、本件建物を第2条に定めた目的以外の使用に供し、賃借権を譲渡もしくは本件建物を第三者に転貸し、または第三者の使用に供してはならない。

政務活動費 領収書等貼付用紙

5090

(4/6)

第9条 甲は、本件建物の維持保全に必要な修繕を行う義務を負う。

2 乙は、建具、造作、給排水設備、照明器具、壁等、日常の使用によって損耗する部分につき修理費用を負担する。

3 費用の負担につき疑義のあるときは、甲乙協議の上、決定する。

第10条 甲は、乙に次の各号の一に該当する事由が発生したときは、何らの催告なしに、本契約を解除することができる。

①賃料の支払いを2か月以上怠ったとき

②第8条に違反したとき

③その他本契約の条項に違反し、当事者間の信用を著しく害したとき

第11条 本契約が終了したときは、乙は直ちに本件建物を原状に復した上で甲に明け渡す。

2 本契約の終了に際し、乙は、甲に対し、移転料、立退料、その他これに類するいかなる金銭も請求しない。

乙は乙の活動に関して本件建物に立ち入った者の故意または過失によって甲に損害を与えたときは、その損害の全額を甲に対して賠償しなければならない。

乙が契約期間中に本契約を解除しようとするときは、乙はその2か月前までに甲に対してその通知を行うものとする。

第14条

本契約に定めのない事項が生じたとき、又はこの契約条件の各条項の解釈につき疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議の上解決するものとする。

政務活動費 領収書等貼付用紙

5090

(5/6)

振込口座

金融機関名

普通預金：

口座名義人

以上、本契約成立の証として、本書を二通作成し、甲乙署名押印のうえ、それぞれ一通を保管する。

令和6年10月4日

貸貸人（甲） 住所

氏名

貸借人（乙） 住所

氏名 横川 雅也

政務活動費 領収書等貼付用紙

5090

(6/6)

別紙

本件事務所表示

所在	埼玉県東松山市箭弓町2-12-13
家屋番号	5582-2-2
構造	木造、亜鉛メッキ鋼板葺、平屋建
床面	83.01平方メートル

賃貸人

賃借人

横川 雅也

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

5091

(1/4)

日付	令和 7 年 9 月 29 日	支出額	7,810 円
項目	事務所費	充当額	7,029 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	駐車場代（令和 7 年 9 月分）		
備考	駐車所代 7700 円＋振込手数料 110 円です。		



入出金明細照会

口座情報

お取引店	科目	口座番号	口座名義人
支店	普通		タカシ マサオ

入出金明細

照会範囲：2025年09月18日～2025年09月30日 照会件数：6件

2025年09月30日 16時03分53秒時点の情報です。

全件数：6件

年月日	お支払い (出金)	お預り (入金)	お取扱内容 (摘要)	残高

政務活動費 領収書等貼付用紙

5091

(3/4)

年月日	お支払い （出金）	お預り （入金）	お取扱内容 （摘要）	残高
2025年09月29 日	7,810円		R K S（ダイワ フドウサ	

政務活動費 領収書等貼付用紙

5091

(4/4)

駐車場賃貸借(更新)契約 覚書

賃貸人(以下、甲という。):
賃借人(以下、乙という。): 高橋 政雄
甲及び乙は、現在契約中の下記物件の賃貸借契約を本覚書の条件によって更新することに合意する。
なお、本覚書に定めなき事項については原契約の各約定及び特約事項を承継する。

—物件の表示—		契約番号	
物件名	中丸駐車場	駐車位置番号	
所在地	埼玉県さいたま市緑区中尾字中丸2179-1		
契約期間	2025年2月1日 ~ 2026年1月31日 (1 年間)		

—賃料条件—			
項 目	税抜金額	消費税額(税率10%)	月額計
賃料(月額)	-	-	-
駐車料(月額)	7,000 円	700 円	7,700 円
敷 金	6,000 円	-	-

—車種名他—	
車種名	トヨタ ヴェイ NO 色 灰

上記の通り、甲と乙間の協議が成立したので、本覚書2通を作成し、各々記名押印の上各1通を保有するものとする。
西暦 2025 年 2 月 1 日

賃貸人(甲)	氏名		
	適格請求書発行事業者登録番号	インボイス未登録	
甲代理人	住所	埼玉県さいたま市浦和区高砂1-2-1	
	氏名	株式会社大和不動産 代表取締役 小山 陽一郎	
賃借人(乙)	住所 〒		
	氏名	高橋 政雄	
	生年月日	1952 / 1 / 1	TEL 携帯電話
	勤務先	勤務先 TEL 048-873-4369	
緊急連絡先 (乙)以外の方	勤務先住所	〒336-0932 埼玉県浦和市緑区中尾2179-1	
	住所 〒	336-0932 埼玉県浦和市緑区中尾2179-1	
	氏名	株式会社大和不動産 続柄	
	TEL	携帯電話	
更新事務	免許番号	埼玉県知事(12)第8048号	
	所在地	埼玉県さいたま市浦和区高砂1-2-1	
	商 号	エイベックスタワー浦和中央館2F	
	代表者	株式会社大和不動産 小山 陽一郎	

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

5092

(1/5)

日付	令和 7 年 9 月 29 日	支出額	17,800 円
項目	事務所費	充当額	16,020 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所 駐車場代 10 月		
備考	口座名義 松井 弘 駐車場代 17,600 円 振替手数料 200 円		

政務活動費 領収書等貼付用紙

5092

(2/5)

07-09-29 振替	*17,800	RKS(カヅミカイ)

政務活動費 領収書等貼付用紙

5092

(3/5)

自動車保管場所（車庫）賃貸借契約書

名 称	芳野本町駐車場			駐車位置			番	台数	1 台
所在地	埼玉県朝霞市本町2丁目1368-1、1369-1								
賃 料	金	18,500	円也	内消費税	1,500	円	更新料	ヶ月分（税別）	
敷 金	金		円也	保証金		円	礼 金		円
契 約 車	車種	社用車		色		登録番号			
契約期間	2020年11月12日 から 2022年11月11日 迄								
賃貸人				を甲とし、賃借人		松井弘政務活動事務所		を乙とする。	

甲と乙とは上記表示物件を下記の条項で賃貸借契約を締結する。

- 第1条 賃料の支払は、毎月28日に翌月分を自動振替（集金代行）とし、その振替手数料一口座につき200円は乙の負担とする。尚、甲は支払いの請求書及び領収証を発行しない。賃貸借期間が1ヶ月に満たない場合は、当月の日数で日割り計算とする。
- 賃料の集金業務については、かつみ開発株式会社（かつみ不動産グループ会社）にて行うものとする。
- 第2条 更新時については、甲乙協議の上、契約の更新をすることができる。更新時の更新料は乙負担とする。乙は更新事務手数料として、更新時に新賃料の 1ヶ月分 （税別）を甲の委任した業者に支払うものとする。尚、甲が委任した業者はかつみ不動産株式会社とする。
- 本契約の更新の手続きは、総てかつみ不動産株式会社を窓口とし、期間満了1ヶ月前迄に行うものとする。
- 又、賃料の増額の必要が生じた時は、甲乙協議の上、増額する事ができる。
- 第3条 乙が次の場合の一つに該当した時は、甲は催告をしないで直ちに本契約を解除することができる。
- 一、賃料の支払いを1ヶ月以上遅滞した時。
- 二、賃料の支払いをししばしば遅延し、その遅延が本契約における甲乙間の信頼関係を著しく害すると認められるとき。
- 三、本契約書第2条に定める更新手続きをしなかった時。
- 四、本契約書第12条に定める管理規則に違反した時。
- 五、本契約書の記載事項に虚偽の事実が発覚した時。
- 六、その他本契約に違反した時。
- 尚、上記の事由により本契約が解除された場合には乙は解除された当月分の賃料は支払うものとする。
- 第4条 乙又はその代理人、使用人、運転者、同乗者等の責に帰すべき事由によって保管場所（車庫）又はその施設及び保管場所（車庫）の他の自動車に損害を与えた時は、乙は速やかにその損害を賠償するものとする。
- 第5条 甲は、保管場所（車庫）に在る乙の自動車について、発生した天災、火災、盗難等による損害についての責任を負わないものとする。
- 第6条 甲乙は各々ヶ月前の予告をもって本契約を解約することができるものとする。但し乙は予告に代え各々ヶ月分の賃料相当額を甲に支払って即時に解約することができるものとする。
- 乙が解約する場合は解約届に記名押印の上、甲又は甲の指定する者に届出するものとする。
- 尚、契約期間満了において解約する場合も、契約期間満了日の各々ヶ月前までに届出すること。
- 退車後も届出がない場合には賃料は支払う事とする。
- 又、部屋に付随している駐車場は、部屋を解約と同時に契約は終了となる。
- 第7条 駐車台数は駐車位置番号一つに付契約車1台とする。又、契約車は乗用車に限るものとする。
- 尚、乙が契約車を変更した場合甲に申し出て許可をもらい自動車の登録番号・車種及び色を連絡することとする。
- 第8条 乙は甲より駐車位置の変更を求められた場合にはこれに従うものとする。
- 第9条 本契約に基づく賃料、その他諸費用については、乙は施行されている税法に基づき消費税等を加算して甲に支払うものとする。尚、税法が改訂された場合には、改訂された月の賃料より適用する。
- 第10条 乙は礼金を本契約締結と同時に甲に支払う。
- 第11条 乙は 敷金 を本契約締結と同時に甲へ支払う。又、 敷金 に利息をつけない。
- 敷金 返金については本契約が終了した時に返還するが、延滞賃料又は第4条による損害賠償金がある場合はこれを差し引いてその残額を返還する。
- 第12条 本契約に基づく返金分についての振込手数料は乙負担とする。

政務活動費 領収書等貼付用紙

5092

(4/5)

第13条（管理規則）

- 一、乙は保管場所（車庫）内に契約車両を適正に駐車させなければならない。
- 二、乙は保管場所（車庫）を転貸してはならない。
- 三、乙はいかなる理由を問わず保管場所（車庫）に仮設建物、バイク、自転車、物置、自動車用部品、或いは荷物等を置いてはならない。使用場所は常に清掃に気をつけて使用する事。（缶・ゴミ等を捨てない事）
- 四、乙は保管場所（車庫）において近所の迷惑となる行為をしてはならない。特に空ぶかし、アイドリング継続或いはクラクションを鳴らすことにより騒音をたててはならない。
- 五、乙は保管場所（車庫）に駐車していた車両が盗難、破損等の被害をうけない様、注意をしなければならない。
- 六、契約台数以上の駐車をしてはならない。
- 七、自動車検査切れの車両については駐車してはならない。

第14条（反社会的勢力の排除）

- 一、甲及び乙はそれぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。
 - （1）自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員・準構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
 - （2）自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。
 - （3）反社会的勢力に自己の名義を利用させこの契約を締結するものでないこと。
 - （4）自ら又は第三者を利用して、相手方に対して脅迫的な言動又は暴力を用いる行為又は、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為をしないこと。
- 二、乙は、本物件の使用に当たり、本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより付近の住民に不安を覚えさせる行為を行ってはならない。
- 三、甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本物件を解除することができる。
 - （1）反社会的勢力の排除に関する各条項に反する事実が判明したとき。
 - （2）契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき。

上記のとおり契約が成立しましたので、本契約書式通を作成し、甲乙記名押印の上、各表通を所持する。

2020年 10月 22日

賃貸人（甲） 住所 
 氏名 
 賃借人（乙） 住所 朝霞市本町3-4-17
 氏名 松井弘政務活動事務所 TEL 048-483-4256
 勤務先名 TEL
 勤務先住所
 緊急時連絡先住所 
 緊急時連絡先氏名 松井 弘 TEL 
 仲介者 朝霞市西原2丁目9番1号 TEL 048-473-0011
 かつみ不動産株式会社 代表取締役 橋本 克己
 免許証番号 埼玉県知事（8）第 13760 号
 登録番号 
 宅地建物取引士 

政務活動費 領収書等貼付用紙

5092

(5/5)

更新契約書

賃貸人 芳野 浅嗣 (以下「甲」という) 及び賃借人 松井弘政務活動事務所
(以下「乙」という) は、後記物件目録記載の駐車場 (以下、「本件駐車場」という。) の更新に関し、
次のとおり合意した。

名 称	芳野本町駐車場	駐車位置	
所在地	埼玉県朝霞市本町2丁目3-25		
契約期間	2024年11月12日 から 2026年11月11日迄の 2年間 とする。		
賃 料	金 17,600 円也 (内消費税 金 1,600 円也)		
更新料	新賃料の ヶ月分 乙は甲に支払うものとします。	更新手数料	新賃料の 1 ヶ月分 乙は甲の委任した業者(かつみ不動産㈱)に支払う。
敷 金	金 0 円也	を既に預託済みである。	
保証金	金 0 円也	を既に預託済みである。	

原契約以降、契約内容に変更があった場合にはそれを優先する。

☐ 契約車の変更なし ☐ 契約車の変更あり (契約車の変更有無に☑を入れて下さい)

	メーカー	車種	色	車両番号
契約車	社用車			

上記以外については、原契約の定めによるものとし、本書を式通作成し、甲乙記名押印の上、各巻通を保有する。

2024 年 10 月 10 日

賃貸人	住 所			適格請求書発行事業者登録番号	
	氏 名			T381023389017	
賃借人	住 所	朝霞市本町3-4-17			
	氏 名	松井弘政務活動事務所			
	TEL	048-483-4256	携帯TEL		
	勤務先				
	勤務先住所				
	勤務先TEL				
緊急時連絡先	住 所			賃借人との関係	本人
	(カ ナ) 氏 名	(マツイ ヒロシ) 松井 弘			
	自宅TEL		携帯TEL		
	勤務先				
	勤務先住所				
	勤務先TEL				

<仲介業者> 埼玉県朝霞市西原2丁目9番1号
かつみ不動産株式会社 代表取締役 橋本 克
免許証番号 埼玉県知事(9)第13750号
宅地建物取引士
登録番号

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

5093

(1/3)

日付	令和 7 年 9 月 29 日	支出額	60,330 円
項目	事務所費	充当額	54,297 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所費		
備考			

ご利用明細票				
いつも足利銀行をご利用いただき まことにありがとうございます。				
お取引日	お取引店番	機番		
07-09-29	0400	001		
お取引 種 類	お引出し			
カード番号(口座番号)			取引通番	
****			0175	
お取引金額	カード発行銀行	同支店番号		
¥60,000	0129			
残高				
お取引時刻	説明コード	カード入金取引番号		
15:17				
ご利用手数料		¥330		
お受取人				
ご依頼人				
イイツカ トシヒコ様				
0495212542				
印紙税申告納 付につき宇都宮 *****				
お取引金額	1万円	5万円	10万円	50万円
	100円	50円	10円	5円
足利銀行				
●このご利用明細票は必ずお持ち帰りください。				

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

5094

(1/4)

日付	令和 7 年 9 月 29 日	支出額	12,100 円
項目	事務所費	充当額	10,890 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所ガードシステム費/令和 7 年 10 月分		
備考			

別記様式第1号（第6関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

5094

(2/4)

登録番号 T3010401016070

請求書番号: 20250805008107 1 / 1

請求書作成年月日 2025 年 08 月 05 日

〒359-0037 埼玉県所沢市くすのき台1丁目4番地第二ビル7階

A I S O K株式会社 埼玉西支社

ご案内

小川 ただし事務所 小川 直志 御中

毎度ありがとうございます。
以下の通りご請求申し上げます。つきましてはご指定口座よりお振替させて頂きまますので、振替期日までに口座残高のご確認をお願い申し上げます。

お振替日 2025 年 09 月 29 日

前回ご請求額	ご入金額	今回ご請求額	ご請求額合計
*****	*****	*****	*****

件名・品名／備考	数量	単位	単 価	金額(税抜)	消費税等	合計(税込)
001 2025/10月度A I S O K ガードシステム料金 小川 ただし事務所				11,000	10%	
(消費税 10% 計)				11,000	1,100	12,100

お支払方法(ご指定の口座よりお振替させて頂きます。)

今回ご請求金額

11,000 1,100 12,100

別記様式第1号（第6関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

5094

(3/4)

年 月 日	摘 要	お支払金額	お預り金額	差 引 残 高
07-09-29	振替	*12,100	RKS(ソコウケイ)	

○他店支払いの小切手等で入金の際は、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示します。
お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。
○本通帳の下記項目における金額・残高の単位について
（項目名）お支払金額・お預り金額・差引残高
・外貨普通預金の場合、通帳見返し部に記載された通貨単位となります。
・その他の預金の場合は、円単位となります。

領収書貼付欄
※貼付しました。

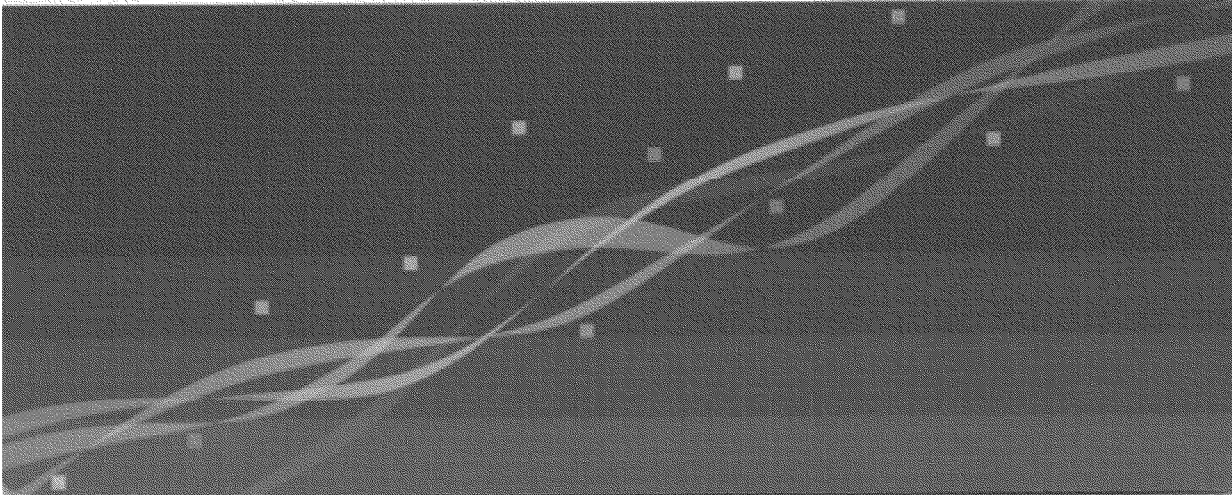
12

別記様式第1号（第6関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

5094

(4/4)

		 RESONA
店番	口座番号	
		小川直志 政務活動事務所様
埼玉りそな銀行		普通預金通帳
		

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

5159

(1/3)

日付	令和 7 年 9 月 30 日	支出額	21,330 円
項目	事務所費	充当額	19,197 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	駐車場賃貸料		
備考	「口座名義：横川雅也」 $(21,000 + 330) \times 9/10 = 19,197$ (330 円は振込手数料)		

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

5159

(2/3)

24	07-09-30	.送金	*21,000	ATM カ)マツホ"リフ	
○他店支払いの小切手等でご入金の場合は、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示します。 お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。					
年 月 日		摘 要	お 支 払 金 額	お 預 り 金 額	差
07-09-30		.手数料	*330		

政務活動費 領収書等貼付用紙

5159

(3/3)

駐車場契約更新同意書

賃貸人 [REDACTED] (以下、「甲」という)と賃借人 横川雅也事務所 県政調査室 (以下、「乙」という)は甲乙間において締結した下記物件の駐車場(自動車保管場所)契約書(以下、「原契約」という)に基づき、以下の通り更新することに同意する。

第1条 更新条件は下表の通りとする。

所在地	埼玉県東松山市箭弓町2丁目5581-1		
駐車場名称	Ohana駐車場	番号	[REDACTED]
車種	軽自動車・その他	車番	
色	グレー		
契約 条 項	駐車料	月額	7,000×3台 円 (9%消費税) 636×3台 円
	駐車場更新手数料	賃料の 1 か月相当額	21,000 円 (9%消費税) 1,909 円
	更新費用合計金額(10%対象)		21,000 円 (9%消費税) 1,909 円

※入金が原契約の定める弁済日を過ぎた場合は、延滞手数料が加算されます。

第2条 更新後の契約期間は下表の通りとする。

開始日	2025年9月1日	終了日	2027年8月31日
-----	-----------	-----	------------

第3条 消費税法上の課税対象とされるものは、本更新同意書第1条の通り別途消費税が付加される。
なお、原契約終了までに消費税等の税率が改定・施行され、原契約に適用されることになった場合には、
現契約書及び本更新同意書記載の消費税額にかかわらず、賃料等の額に変動後の税率を乗じた金額を
消費税等相当額として支払うものとする。

第4条 特約事項

*月極駐車場の解約手続きは、解約日(15日もしくは月末日)の1ヶ月前までにお申し込みが必要です。
*弊社営業時間外の違法駐車の場合は最寄りの警察署へ連絡してください。

第5条 本更新同意書に定めなき事項は、原契約に基づくものとする。

第6条 甲は本物件の維持、管理、その他一切を、株式会社松堀不動産(以下、丁という)に代理人として委託し、
乙はこれに承諾した。

本更新同意書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲1通、乙1通を保管する。

(緊急連絡先)

住 所	〒355-0028 埼玉県東松山市箭弓町2-12-13	自宅TEL	
氏 名	横川雅也事務所 担当者	続 柄	事務員
	[REDACTED]	携 帯	[REDACTED]

(甲) 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]

(乙)

7 年 8 月 21 日

(丁) 埼玉県東松山市箭弓町2-3-2
株式会社 松堀不動産
登録番号:T7030001071048

所在地 〒355-0028 埼玉県東松山市箭弓町2-12-13

会社名 横川雅也事務所
県政調査室
電話番号 TEL (0493) 77-5050
FAX (0493) 77-1000

書類送付先 〒355-0028 埼玉県東松山市箭弓町2-12-13

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

5160

(1/2)

日付	令和 7 年 9 月 30 日	支出額	40,000 円
項目	事務所費	充当額	36,000 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	日出谷事務所賃借料		
備考	岡地優 36,000=40,000*9/10		

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

5160

(2/2)

07-09-30	送金	*40,000	
----------	----	---------	--

建物賃貸借契約書

賃貸人 [REDACTED] (以下、甲という) と賃借人 岡地 優 (以下、乙という) とは
次のとおり建物賃貸借契約を締結する。

第1条(賃貸借物件) 甲は乙に次の物件を賃貸する。

建物の表示

所在地 埼玉県桶川市上日出谷42-73

構造 軽量鉄骨簡易プレハブ

床面積 18 m²

第2条(使用目的)

事務所の用途に供することとする。

第3条(賃貸借期間)

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間とし、期間満了の1月前までに、甲乙いずれかの申し出がない場合は、1年間自動延長するものとし、その後も同様とする。

第4条(賃料)

賃料 1ヶ月 金40,000円

賃料は、毎月月末までに甲の指定する方法で支払うこととする。

第5条(その他)

本契約に定めのない事項または疑義が生じたときは、甲、乙協議の上解決するものとする。

以上のとおり契約が成立したので、本契約書2通を作成し、各自署名捺印の上、各1通を所持する。

令和2年3月31日

甲 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
乙 住所 埼玉県桶川市坂田西2-12-20
氏名 岡地 優 [REDACTED]

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

5161

(1/2)

日付	令和 7 年 9 月 30 日	支出額	12,100 円
項目	事務所費	充当額	2,809 円
細目	事務所費	按分率	
摘要	事務所駐車場 R7.10 月分		
備考	$(12,100 \text{ 円} \times 9 \text{ 日} \div 31 \text{ 日}) \times 80 \% = 2,809 \text{ 円}$		

キャッシュサービスご利用明細			
毎度ありがとうございます。 お取引内容をお確かめのうえ、  埼玉りそな銀行 お持ち帰りください。			
取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
50607	07-09-30	10:13	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥12,100	¥110	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳		C 認証	
(1万円) (5千円) (1千円) 万円 千円 千円		(硬 貨) 円	
お振込明細またはご案内			
お受取人	埼玉りそな銀行 南越谷支店 普通 1442614 フソカエステート(カ様)		
	アサイアキラ セイムカット "ウツ" ムツヨ様		
ご依頼人	電話番号 048-962-5777 取扱番号 300014		
	印紙税申告納付につき浦和税務署承認済 *****		

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

駐車場（自動車保管場所）契約書

所在地： 越谷市越ヶ谷一丁目4621番3, 4, 5
名 称： 文化エステート越ヶ谷駐車場 内第 号

車種プレートナンバー スバル サンバー (色 グレー)
[Redacted]

賃 料： 宅ヶ月金12, 100円也 (内消費税1,100円)

上記に就き貸主を甲とし借主を乙とし、下記条項を双方承諾の上本契約を締結する

- 第1条 賃貸借の期間は 令和 3年 5月 1日より令和 4年 3月12日迄とする。但し、甲乙の双方どちらからの申し出がない限り、本契約は以後1年毎の自動更新するものとする。
- 第2条 賃料は毎月末日までに、乙は甲方に翌月分を持参、又は指定金融機関に支払うこと（振込手数料は乙の負担とする）。万一宅ヶ月なりとも滞納せる際は権利金敷金の有無にかかわらず、甲は何等の催告を要せずして、本契約を解除し乙は即時明渡すものとする。
- 第3条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。
- 第4条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及転貸は絶対にしてはならない。
- 第5条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。
- 第6条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物件の持込をしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざること。
- 第7条 乙の車に場内で他車による事故発生或は天災地変等（無断駐車含む）による損害並に火災、盗難等が発生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。
- 第8条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の實に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えたときは、乙はすみやかに損害を賠償するものとする。
- 第9条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。
(1)自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれに準ずる者又はその構成員（以下總称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
(2)自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。
(3)反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
(4)自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
①相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。
②偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。

2 甲及び乙が、次のいずれかに該当した場合には、何らの催告も要せずして、本契約の解除を命じることができる。

(1)前項の確約に反する事実が判明したとき。

(2)契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき。

(3)乙が次の行為を行ったとき。

①本契約場所を反社会的勢力の活動の拠点に供すること。

②本契約場所又は本契約場所の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること。

③本契約場所を反社会的勢力に使用させ、又は反復継続して反社会的勢力に使用させること。

第10条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は壹ヶ月前に互に通告し期間満了と同時に乙は完全に明渡すこと。

特約条項

・「自動車保管場所使用承諾証明書」作成時は手数料として金5,500円(内消費税500円)申し受けます。

・駐車される車の変更があった場合は、速やかに車検証の写しを車の種類と色も分かるようにして提出すること。

・契約時の消費税率は10%として計算し、その後改正があった場合は変更となります。

・本契約は、令和3年3月12日に契約した文化エステート越ヶ谷第2駐車場No.2号の移動に伴う契約の為、礼金1ヶ月分を免除するものとする。

受取人

口座名義人

上記契約の証として、本契約書を式通作成し甲乙双方署名捺印の上各壹通を所持する。

令和 3年 5月 1日

貸主(甲)

住所 越谷市南越谷4丁目5番地2

文化エステート株式会社

氏名 代表取締役 中山 寧子

電話 048-985-6134

借主(乙)

住所 越谷市越ヶ谷1丁目8番6号

氏名 浅井 明

電話 048-962-5227